

- 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、カーボンニュートラル実現に資する環境配慮型コンクリートの社会実装に向けて、規制の在り方を検討すること等を位置づけ。
- **令和5年度に**検討会を設置（主査：東京大学 野口貴文教授）し、機動的で柔軟な規制となるよう、**検討の方向性を取りまとめ**。

I. 環境配慮型コンクリートの利用促進に向けた規制の在り方

【環境配慮コンの利用促進に向けた規制上の課題】

- ① 環境配慮型コンクリートの構成材料は多様であり、鉄筋コンクリート造基準（RC造基準※¹）の適用可否がわかりにくい。
- ② 構造方法の大臣認定（法第20条認定※²）に際し、一部の柱等のみを環境配慮コンクリートを用い、他は一般的なRC造とする場合でも、建築物全体での法第20条認定の審査が必要。
- ③ 法第20条認定に際し、材料等の長期的な性状を検証するための試験等に長期間必要。



【対応方針】

- ① **RC造基準を適用可能な材料と新たな基準が必要な材料の考え方を整理・明確化**。【R6年度：取扱いの明確化等】
 - ・ **セメント不使用でもRC造基準を適用可能な材料を大臣認定（法第37条認定※²）の対象化**。【R6年度：取扱いの明確化等】
 - ・ **RC造基準が適用できない材料**については、**品質管理・仕様基準の整備、大臣の強度指定により、構造計算を可能化**。【法第20条認定の実績を踏まえ基準への位置づけを検討】
- ② 建築物の**一部に環境配慮型コンクリートを用いる場合の法第20条認定の合理化**。（通常部分は確認申請手続きによる）【R6年度：部分的な評価の考え方等について整理・検討】
- ③ 材料等の長期的な性状が全て明らかでない場合でも、**モニタリング等の措置を条件に法第20条認定を可能化**。【R6年度：モニタリング等の条件設定等について整理・検討】

II. 新たな認定制度の創出等も含めた規制の在り方

カーボンニュートラル実現に向けたこれまでにない材料・技術開発が進められ、今後も革新的な技術の出現が見込まれる中、安全性の確保を前提として、新技術等を建築規制において可能な限り受け止め、社会実装を進めていくことが望ましい。

- ① 特別な調査・研究に基づき法第37条認定ができるようにするなど、**性能・品質確認の審査プロセスの柔軟化**
- ② 建築物の部分での認定、モニタリング等を条件とした認定など、**新技術の実装促進のための法第20条認定の運用柔軟化**
- ③ 安全性の確保を前提として、**継続的な規制の在り方及び必要な見直しの検討**

※1 RC造基準：・コンクリートの材料、強度、養生 ・鉄筋の継手及び定着 ・型わく及び支柱の除去 ・鉄筋のかぶり厚さ ・柱、床版、はり、耐力壁の構造 等

※2 法第20条認定：構造方法の大臣認定 法第37条認定：建築材料の大臣認定

新材料を用いる建築物への対応(環境配慮型コンクリートの場合)

○ 新材料を建築物の構造耐力上主要な部分等に使用する場合、材料の品質・強度等の性能確認だけでなく、当該材料を用いた建築物の構造安全性の確保も必要。

- ➡ 鉄筋コンクリート造基準(RC造基準※1)を適用可能な材料と新たな基準が必要な材料の考え方を整理・明確化
- ・ RC造基準が適用可能な材料を拡大し、法第37条認定の対象化
- ・ その他の材料についても 法第20条認定の運用の改善等により、導入を促進

① 材料としての性能等の確認	圧縮強度、施工性、耐久性、品質管理などを確認
② 構造耐力上主要な部分等に使用するための仕様規定の確認	従来のコンクリートの性状との比較を行い、かぶり厚さ、鉄筋等の <u>現行の仕様規定を適用可能かどうか</u> 確認

RC造基準を適用可能な材料と新たな基準が必要な材料の考え方を整理・明確化

① RC造基準が適用可能な材料
(従来のコンクリートと同じ管理・設計が可能)

セメントを用いないもの※2も
コンクリートに該当することを明確化

➡ 法第37条大臣認定の対象化

+

(現行のRC造基準の適用が可能)

② RC造基準が適用できない材料
(従来のコンクリートと類似だが、特殊な管理・設計が必要)

<当面>
法第20条認定の取得により、
材料・構造部材の性能を確認

↓

<実績の蓄積>
品質管理・仕様基準の整備、大臣の強度指定により、構造計算を可能化

③ その他材料※3

建築基準法第20条の規定に基づく大臣認定
(構造耐力上主要な部分等に特殊な建築材料を使用)

○ 建築物の一部に環境配慮型コンクリートを使用する場合の法第20条認定を合理化
(通常部分は確認申請手続きによる)

○ 材料等の性状が明らかになっていない場合でも、モニタリング等の措置を条件に法第20条認定を可能化

※1 RC造基準：・コンクリートの材料、強度、養生・鉄筋の継手及び定着・型枠及び支柱の除去・鉄筋のかぶり厚さ・柱、床版、はり、耐力壁の構造 等

※2 通念上のセメントとは異なる結合材を用いるもので、材料の特性からRC造基準(かぶり厚さ等)が適用可能と認められるもの

※3 「②RC造基準が適用できない材料」も対象とすることが可能